

給実甲第 1 3 1 5 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

人事院事務総長

給実甲第 1 9 7 号の一部改正について（通知）

給実甲第 1 9 7 号（特殊勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 5 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
十一 航空管制手当（規則第 2 3 条）関係 1 規則第 2 3 条第 1 項の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。 (1)～(12) (略) (13) 「性能評価航空管制技術業務」 は、国土交通省組織規則第 1 3 1 条第 2 5 項に定められている	十一 航空管制手当（規則第 2 3 条）関係 1 規則第 2 3 条第 1 項の次に掲げる事項については、それぞれに定めるところによるものとする。 (1)～(12) (略) (13) 「性能評価航空管制技術業務」 は、国土交通省組織規則第 1 3 1 条第 2 3 項に定められている

業務をいう。

(14)・(15) (略)

2 規則第23条第2項の「広域対空援助業務」及び「飛行場対空援助業務」は、令和5年4月1日において航空保安業務処理規程（昭和42年空総第130号）の「第4 運航情報業務処理規程」に定められているそれぞれの業務をいう。

業務をいう。

(14)・(15) (略)

2 規則第23条第2項の「広域対空援助業務」、「飛行場対空援助業務」及び「他飛行場援助業務」は、平成16年10月1日において航空保安業務処理規程（昭和42年空総第130号）の「第4 運航情報業務処理規程」に定められているそれぞれの業務をいう。

以 上